

政令第 号

港湾法施行令及び都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和

二十五法律第二百十八号）第五十四条第三項並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

第二条第二項、第二十九条第一項第一号及び第三十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の九条を加える。

（管理委託の手續）

第十七条の二 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む

。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供するこ

とをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をするを含む。以下第十七条の十までにおい

て同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかなければならない。

一 管理を委託する港湾施設の種類、名称、所在地、構造、規模及び価額

二 管理の委託を開始する年月日

三 管理の委託の期間

四 管理の方法

五 管理の委託の条件

六 その他必要な事項

(管理責任の移転の時期)

第十七条の三 港湾施設の管理の委託を受けた港湾管理者（以下「管理受託者」という。）は、前条の規定により定められた同条第二号の管理の委託を開始する年月日以後、当該港湾施設の管理の責に任ずる。

(管理受託者の義務)

第十七条の四 管理受託者は、受託に係る港湾施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、受託に係る港湾施設について、水害、火災、盗難、損壊その他当該港湾施設の管理上

支障のある事故が発生したときは、直ちに必要な応急の措置を講じなければならない。

（他の用途への使用等）

第十七条の五 管理受託者は、受託に係る港湾施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が契約書において定める軽微な場合については、この限りでない。

2 管理受託者は、前項本文の承認を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 使用又は収益の対象となる港湾施設の範囲
- 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
- 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 四 使用又は収益の期間
- 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入

六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

(滅失又は損傷の場合の報告)

第十七条の六 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る港湾施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、次の事項を書面で国土交通大臣に報告しなければならない。

一 当該港湾施設の名称及び所在地

二 被害の程度

三 滅失又は損傷の原因

四 損害見積価額及び復旧可能のものについては復旧費見込額

五 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容

(原状等の変更)

第十七条の七 管理受託者は、受託に係る港湾施設の原状又は用途を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故のため応急の措置を講ずるときは、この限りでない。

(管理台帳)

第十七条の八 管理受託者は、受託に係る港湾施設について次の事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。

一 第十七条の二第一号及び第二号に掲げる事項

二 他の用途への使用等及び原状等の変更の有無又はその概要

2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に変更があつたときは、その都度、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。

(管理状況の報告)

第十七条の九 管理受託者は、受託に係る港湾施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の四月三十日までに国土交通大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第十七条の十 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る港湾施設の管理の状況に関し、管理受託者から報告を求め、その職員に実地の監査を行わせ、及び管理受託者に必要な指示をすること

ができる。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

三 第十七條の五第一項本文、第十七條の六、第十七條の七本文及び第十七條の九の規定による国土交

通大臣の職権

第二十二條第二項中「第五十六條の五」の下に「並びに第十七條の十」を加える。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第二條 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「防潮の施設」の下に「並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設」を加える。

第三條に次の一号を加える。

九 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設の建設又は改良の工事

第四條の見出し中「道路」の下に「又は港湾施設」を加え、同條中「定める道路」の下に「又は港湾施

設」を、「による道路」の下に「又は港湾法第二條第五項の港湾施設のうち同項第一号から第四号まで及

び第九号の三に掲げる施設」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の港湾法施行令第十七条の四から第十七条の十までの規定は、第一条の規定の施行の日以後に国土交通大臣と港湾管理者との間で締結される委託契約に基づき行われる港湾施設の管理の委託について適用する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十四号中「及び」を「並びに」に改め、「住宅局」の下に「及び港湾局」を加える。

第八十六条第四号中「関すること」の下に「（港湾局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百五十九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務（これらの業務に係る同項第

五号に掲げる業務を含む。）のうち港湾施設に係るもの並びに同法第三十条第一項の規定による港湾施設の整備に関する費用に充てべき資金の貸付けに関すること。

理 由

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴い、港湾法の規定に基づく港湾施設の管理の委託に関し必要な事項を定めるとともに、都市再生特別措置法の規定に基づく港湾施設に係る無利子貸付けの対象事業を定める等の必要があるからである。